

誘導施設の一覧

分野	施設	法的な位置づけや規模等
行政	行政施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第4条第1項に規定する施設 ・消防組織法第10条第1項に規定する施設 ・地方自治法第155条第1項に規定する施設
交通	バスターミナル	中心市街地内の公共交通の利便性やサービス向上のため集約化したバスターミナル
医療 福祉	子育て・保健・福祉複合施設	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第6項及び第7項に規定する事業の用に供する複合施設 ・母子保健法に規定する事業の用に供する施設
商業	大規模商業施設	店舗等の床面積*3,000㎡以上の商業施設（特別用途地区を除く）
金融	銀行等	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行法第2条に基づく銀行 ・協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条に定義される協同組織金融機関 ・株式会社商工組合中央金庫法第1条に基づく株式会社商工組合中央金庫 ・上記の代理業を営むもの**
教育 文化	市民交流センター	ホール、図書コーナー等を備えた中央公民館に相当する施設
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園
観光	旅館・ホテル	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテルのうち、床面積3,000㎡以上のもの***

*床面積：大店立地法に規定する物品販売の用途に供する店舗面積を指す。飲食店業を除き物品加工修理業を含む小売業の店舗における売場、ショールーム等の面積。階段、事務室、荷扱い所等は含まない。

**代理業を営むもの：金融庁の公開している銀行代理業者許可一覧、郵便局銀行代理業者許可一覧、信用金庫代理業者許可一覧、労働金庫代理業者許可一覧、信用組合代理業者許可一覧に掲載されている又は掲載が見込まれるもの。

***第一種住居地域における旅館・ホテルの面積規模を採用する。